

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会
電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第 25 回）

議事要旨

日時：令和 6 年 10 月 10 日（木曜日）14:00～15:38

場所：オンライン会議

出席者

渡邊座長、青柳委員、笠原委員、加藤委員、釘宮委員、多氣委員、持丸委員（所要により途中退席）、矢代委員

議題

整合規格案の確認等について

議事概要

議事概要

整合規格案（23 規格）について、事務局より資料を用いて説明し、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について別表第十二に追加することを各委員に諮ったところ了承された。委員からの主な発言及び事務局回答は以下のとおり。

- ・ JIS C 9335-2-36 をはじめとする業務用厨房機器関連の JIS について、資料 2 別添 2 に記載された「主な改正内容」は何の改正の内容であるのか質問があった。事務局より、改正前の JIS からの変更内容を記載したものである旨回答した。
- ・ JIS C 9300-11 をはじめとするアーク溶接装置関連の JIS について、資料 4 の整合確認書において第十三条を「非該当」とする説明は、溶接棒ホルダ等単体部品からの放射はないため、とする方がよいのではないか、もしくは「該当」にした上で、通則の規定により要求を満足しているという説明をしていただくのがよいのではないかとの意見があった。事務局より、「非該当」とする説明を修正する旨回答した。
- ・ JIS C 61558-1 をはじめとする変圧器、リアクトル、電源装置等関連の JIS について、資料 4 の整合確認書において第十五条を「非該当」としているが、電源装置の組合せも対象なら、突然電流を遮断すると大きな電圧が発生するため、「非該当」でよいのか疑義がある旨意見があった。事務局より、第十五条は、可動部の物理的動作によって人体に影響が出ないかを確認するものであり、また、急激な電流変化を妨げる方向に電圧が発生するのはリアクトルとして本来の機能であり、「該当」にはならないように思われる旨を説明した上で、念のため確認する旨回答した。

問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ製品安全課

電話：03-3501-1511（内線 4307）